

空き家の利活用を促進するため

「鳥取市空き家情報バンク」を設置します！

～本日より物件募集開始～

本市では、この度、空き家の利活用を促進するため、「鳥取市空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）」を本日より鳥取市ウェブサイト上に設置します。運営は、鳥取県宅地建物取引業協会東部支部（以下「宅建協会」という。）と連携し、行います。また、本日より物件の募集登録を開始します。

1 目的

空き家等の遊休不動産を有効活用し、不動産の流通促進や危険空き家の防止を図る。

2 「空き家バンク」の特徴

① 利用希望者の制限なし！

これまで、市外の方を移住定住させる目的の空き家バンクを設置していますが、この「空き家バンク」は利用者の制限はなく、誰でも利用可能です。

② 不動産業者が仲介！

不動産業者と空き家所有者が仲介契約（専属専任^(※1)又は専任^(※2)媒介契約）したものののみ情報登録するため、当事者間のトラブルを防止でき、安心です。

また、仲介契約することで、全国の不動産業者に物件情報が公開されることにより、成約のスピード化が図れます。

(※1) 専属専任媒介契約：仲介を1社の不動産業者にのみ依頼する契約。所有者自身による取引や他の不動産業者に重ねて仲介を依頼することは禁じられている。

(※2) 専任媒介契約：専属専任媒介とほぼ同様であるが、自分で見つけてきた相手方（親戚や知人と直接交渉した場合など）とは、不動産業者を通すことなく契約することができる。

③ 情報内容の充実！

物件所在地、間取り図、状況写真等も掲載します。



※既存空き家バンクとの比較

名称		鳥取市空き家情報バンク	空き家情報	空き家バンク
窓口		都市整備部 中心市街地整備課	鳥取市定住促進・ Uターン相談支援 窓口	いんしゅう鹿野ま ちづくり協議会
エリア		全市	全市	鹿野
物件利用者		制限なし	市外の方	市外の方
空き家所有者と利用者の 交渉等（仲介）		不動産業者	当事者同士 （希望に応じて不 動産業者を紹介）	協議会と利用希望 者（協議会がサブ リースしている）
情報内容	位置	有	無（地域のみ）	有
	間取り図	有	無	無
	写真	有	無	有

3 物件登録の申込みについて

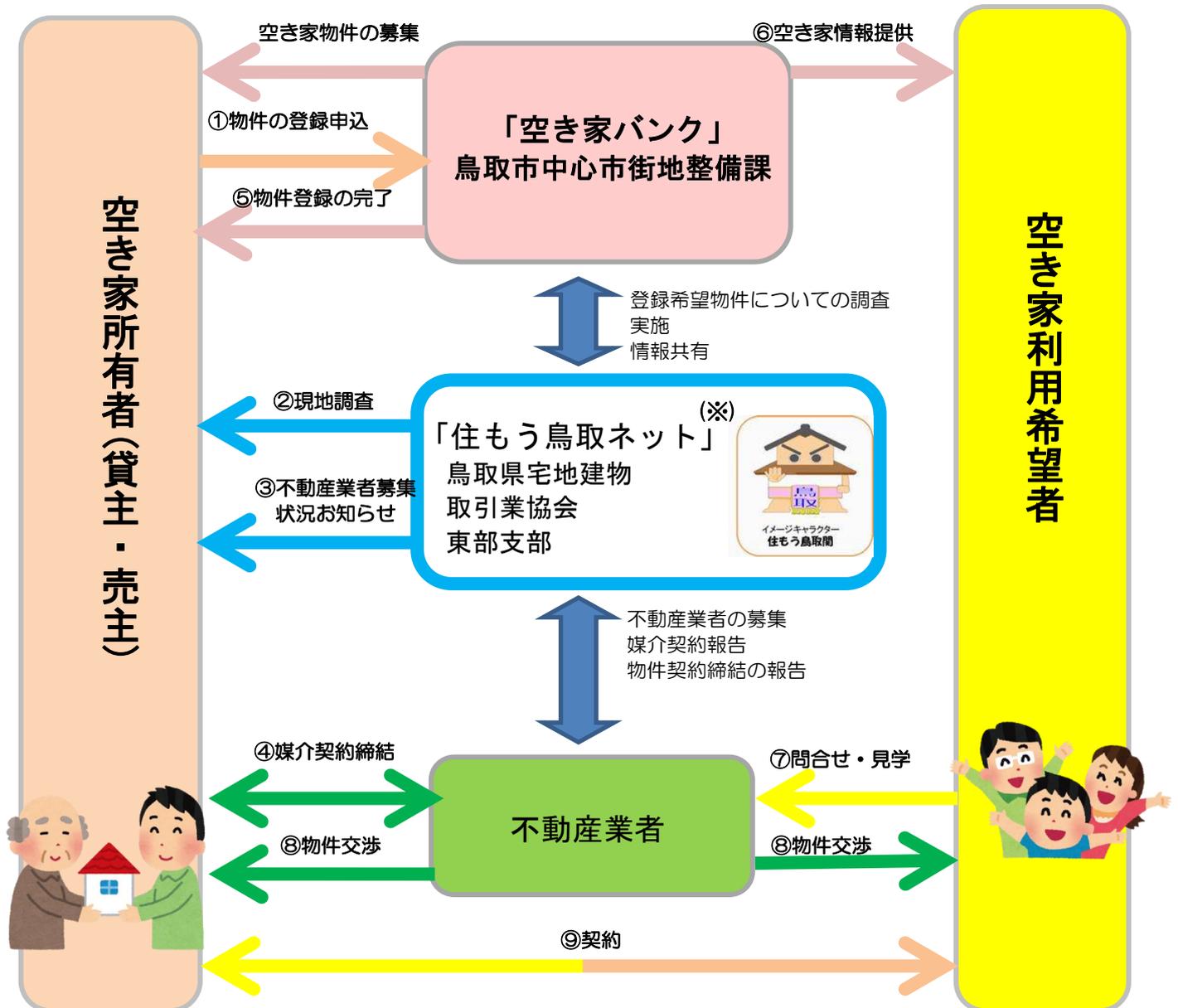
○登録物件の要件

- ・市内に存する戸建住宅（住宅の用途に供する部分が当該建築物の床面積の2分の1以上であるものに限る。）及びその敷地
- ・現に人が居住していないもの（近く居住しなくなる予定のものを含む。）
- ・申し込み時に、不動産業者と仲介契約を締結していないもの

○申込み手続き

鳥取市公式ウェブサイト <http://www.city.tottori.lg.jp> で「鳥取空き家情報バンク」を検索し、登録申請書と登録カードをダウンロードしていただき、郵送か持参で鳥取市都市整備部中心市街地整備課にお申込みください。

空き家バンクの仕組み



※表示番号は応募物件の契約までの流れを示しています。

(※) 「住もう鳥取ネット」とは、平成23年1月より宅建協会に委託している住まいに関する総合相談窓口です。専門の相談員を設置し、中心市街地エリアを中心に住まいに関する様々な相談、市の施策PR、空き家や空き地等の土地利用状況の調査などを行っています。